

## 同志社大学政法会監事監査規程

### (目的)

第1条 同志社大学政法会監事監査規程(以下「本規程」という。)は、監事が行う同志社大学政法会(以下「本会」という。)の業務監査及び会計監査の詳細を定めることにより、業務の改善、過誤・脱漏等の防止、経理の適正化に資することを目的とする。

### (監事の職務)

第2条 監事は、同志社大学政法会会則(以下「会則」という。)第13条第5項に定める職務を行う。

- 2 監事は、本会の業務監査及び会計監査を行い、都度その結果を必ず会長に報告しなければならない。さらに、毎会計年度終了後 1 カ月以内に監査報告書を作成し、総会及び常務委員会に提出しなければならない。
- 3 監事は、監査上の重要性・適時性その他必要な要素を考慮して年度の初めに監査方針を立て、適切に調査対象及び方法を選定し監査計画を策定するものとする。
- 4 監事は、前項の規定に基づき策定した監査計画を、会長、総務委員長等の関係機関に示すものとする。

### (監事の権限)

第3条 監事は、会則第13条第5項の規定に基づいて、総会及び常務委員会等に出席し、業務又は財産の状況について監査の観点から意見を述べることができる。

- 2 監事は、職務執行に必要と認めるときは、以下の文書類を閲覧することができる。
  - (1) 総会その他の会議等の議事録等
  - (2) 決裁書等の本会内公式文書及び重要な報告書等
  - (3) 業務指示書及び各種通知文書
  - (4) 会計に関する帳簿及び関連書類
  - (5) その他職務執行に必要と認める書類
- 3 監事は、その職務執行のために必要と認める事項について、本会の会長、副会長、常務委員等の役員及び事務局員に対し、説明を求め又は書類の提出を求めることができる。

### (役員及び事務局員の義務)

第4条 監査を受ける役員及び事務局員は、監査の円満な遂行に協力しなければならない。

- 2 役員及び事務局員がこの規程第10条に定める事実を発見したときは、直ちに当該事実を監事に報告しなければならない。

(業務監査)

第5条 監事は、本会の業務が法令、会則、規程等を遵守し、適正に執行されているかどうかを検証するとともに業務を改善するための助言を与えることができる。

2 監事は、業務監査として、前項に規定する内容に加えて、以下の視点から常務委員会が定める運営内容について監査を実施する。

- (1) 建学の精神及び理念又は社会の要請に適合していること。
- (2) 事業計画等に適合していること。
- (3) 業務執行が、運営方針に準拠していること。
- (4) 情報公開が、適切に推進されていること。
- (5) 本会の内部統制に不備がないこと。

(会計監査)

第6条 監事は、経理業務が会則及び経理規程等に準拠して執行されているかどうかを検証するため、会計監査を実施する。

2 監事は、前項に規定する内容に加えて、期末の財政状態並びに予算管理を含めた資金収支及び損益の妥当性の視点から会計監査を実施する。

(監事間の連携)

第7条 監事は、監事相互間で情報交換等密接な連携を保つことにより効率的な監査を実施しなければならない。

(監査補助従事者)

第8条 監事の監査業務を円滑に実施するため、必要に応じて補助従事者を置くことができる。

2 補助従事者として、総務委員会委員を充てる。

(総務委員会との連携)

第9条 監事は、必要に応じて、監査内容及び本会業務の改善について総務委員会と連携を図らなければならない。

(意見書の提出)

第10条 監事は、監査の結果に基づき、以下のいずれかの場合は、会長に対して助言又は勧告等を行わなければならない。

- (1) 本会に著しい損害又は重大な事故を招くおそれがある事実を認めたとき。
- (2) 本会の業務又は財産に関して、不正の行為又は法令若しくは会則等に違反する重大な事実となり得る事項があると判断したとき。
- (3) 前2号の他、是正又は改善を要する重要な事項がある場合。

(改善措置)

第11条 会長及び総務委員長は、前条により改善すべき事実があると確認したときは速やかに改善措置を講ずるものとする。

(監事の義務)

第12条 監事は、本会の関係者及び関係団体の負託と要請に応えなければならない。

2 監事は、職務の遂行上知り得た情報を、他の監事と共有するように努めなければならない。

3 監事は、正当な理由なく職務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

また、その職を退いた後も同様とする。

4 監査補助従事者にも前項を適用する。

(実施)

第13条 本規程を実施するために必要な事項は、別に定める。

(事務所管)

第14条 本規程に関する事務の所管は、総務委員会とする。

(規程の改廃)

第15条 本規程の改廃は、監事の承認を得たうえで常務委員会において決する。

附 則 本規程は、2019年10月19日から施行する。